

2018年7月

夏季休業期間における注意事項

学生部長 岩城宏明

学生各位

夏季休業期間を迎えるにあたり、無用なトラブルに遭わないよう、以下の点に留意してください。

海外・国内旅行に際して：

- ・事前に危険な地域の情報や直近の気象情報を入手し、危険な場所に近づかないこと。
- ・海外渡航者は外務省の「海外安全情報」で危険情報が出ていないか確認すること。また、同省の「**たびレジ**」に必ず登録すること（これにより外務省からの最新情報がメールで受信できる）。
- ・旅程・現地連絡先を必ず家族に伝えておくこと。連絡方法は複数用意しておくこと。
- ・身元の不確かな人物に対しては警戒を怠らないこと。個人で行動する際は特に留意する。
- ・旅行中は、全てにおいて慎重な行動を心がけること。華美な服装・露出の多い服装も危険を招く恐れがあるので注意すること。
- ・事件等に遭遇した場合は、不用意に近づかず、可能な限り速やかにその場を離れ、安全な場所まで避難すること。

SNS 他、インターネット上での発信について

- ・他者に不快な思いを抱かせたり、傷つける内容になっていないか、発信前に確認すること。
- ・自身や家族、友人の個人情報（名前・住所等）が特定される内容・画像が含まれていないか注意すること。
- ・旅行中の発信は、自身のその後のスケジュールや自宅が留守であることを他者に知られる可能性がある。注意すること。
- ・そのほか、不用意な内容の発信は、自身や家族に危害が及ぶようなトラブルに発展する可能性がある。発信前に一旦見直すこと。

覚せい剤・麻薬他、薬物使用の禁止について

- ・覚せい剤、麻薬他、薬物の使用は日本の法律により禁止され、刑事処罰の対象となる。また、使用が合法となる他国で使用した場合でも、帰国後に刑事処罰の対象となる可能性がある。加えて、違法行為を行った場合は本学学則第44条に基づき、懲戒処分の対象とする。**いかなる薬物の使用も自身に有益に働くことはない。断じて使用しないこと。**

未成年者の飲酒・喫煙について

- ・未成年者の飲酒・喫煙は法律上禁止されている。加えて、違法行為を行った場合は本学学則第44条に基づき、懲戒処分の対象とする。断じて行わないこと。
- ・課外活動での懇親会・合宿等においては、未成年者が飲酒・喫煙を行わないよう、上級生が厳に監督すること。
- ・飲酒においては判断能力を低下させ、事件・事故に巻き込まれる危険性を増大させる。未成年者の飲酒禁止はもとより、成人学生においても過度の飲酒は避けること。

以上